

#### 4 番（小川義昭君）

本当に保育所、保育園にお子さんを預ける保護者の皆さん方にとっては、市立から法人、民営化の保育所に預けるということは非常に不安視なされておられると思うのであります。したがって、今ほど市長から答弁がありましたように、地域の住民の皆さん、そして保護者の皆さんにはどうしてこの今現在、白山市が市営から法人化に移管する、移行する、これがどうしてそういうふうな形で必要なのか、その理由をやはり丁寧に、そして明確に御説明していただきたいというふうに思います。

2点目、次に民営化の進め方に関連して質問をいたします。

民営化には、さきの市立保育所民営化計画では、地元法人設立型、地元選択型、公募型の3つの形態に分類しています。まず、地元法人設立型の例でお尋ねします。それは、保護者会、地域住民合意のもとで地元で新しく社会福祉法人を設立し保育所を運営します。これにより地域の活性化も期待できますというものです。法人設立時の基本財産として1,000万円以上の出資が必要となり、町内会では全住民に対して回覧板などで周知し、理解を求めています。遅々として進捗していない状況と伺っております。

昨年12月の市議会全員協議会で保育所民営化に伴う支援として、運営補助金及び貸付金の基準が示されましたが、金銭面に限らず人的支援も考慮すべきなのではないでしょうか。また、小規模な保育所は資金面や人的な難しさなどから無理に法人化する意義が少ないように考えられますがいかがでしょうか、あわせて答弁、見解をお願いいたします。